

京都府
盲ろう者向け通訳・介助員派遣制度
利用のしおり
盲ろう者用

2008年 7月策定

2020年12月改定

「京都府盲ろう者通訳介助員派遣制度について」

本制度は、京都府「障害者の明るいくらし」促進事業に基づく派遣制度であり、京都聴覚言語障害者福祉協会はこの事業を京都府から受託し、京都府盲ろう者通訳介助員派遣要領に従い、事業の実施を行います。

【目次】

1. 利用基準について
2. 派遣できない内容
3. 派遣申込みについて
4. 交通費について
5. 自家用車の利用について
6. 注意事項

1. 利用基準について

(1) 派遣内容

- ・ コミュニケーションに関する支援
- ・ 移動時の通訳介助

(2) 通訳・介助員の派遣時間について

- ・ 通訳介助員の健康問題や1回あたりの活動手当上限時間を考慮し、原則1日8時間以内とします。
- ・ ただし、通訳介助員の健康管理を考慮し、できる限り最短時間での派遣時間とします。
- ・ より一層の安定した運営のため、往路復路の通訳介助員を分けて派遣する場合があります。

(3) 対象者

原則として次の各号いずれにも該当する者（以下「盲ろう者」という。）とする。

- ① 京都府内に居住する者
- ② 視覚機能障害及び聴覚機能障害がともに身体障害者手帳の4級以上、併せて1級又は2級に該当する者
- ③ 18歳以上の者

2. 派遣できない内容

- ・ 営利活動に関するもの
- ・ 通勤、通学等長期にわたるもの
- ・ 社会通念上適当でないもの

3. 派遣申込みについて

【初めに登録が必要です】

京都聴覚言語障害者福祉協会指定の登録用紙にご記入のうえ、身体障害者手帳のコピーを添えてご提出ください。

申込みの際は、下記の内容をお伝えください。

①日時

※移動の所要時間を記入してください。終了予定時刻も明記してください。

場所・目的地（会場名/住所）予定の交通機関を明記してください。

②待ち合わせ場所、時間

③内容

④盲ろう者の名前

⑤連絡先（FAX、電話、メールアドレス）

⑥事前資料（地図、詳しい内容等）

派遣の流れ

- ① 盲ろう者から通訳介助員派遣の依頼を受けます。
- ② 日時、場所、内容、手引きルートまたは通訳の事前資料などを確認します。
- ③ 盲ろう者向け通訳介助員を調整します。
- ④ 通訳介助員を決定します。
- ⑤ 盲ろう者へ、派遣する通訳介助員の名前を連絡します。資料などがあれば、通訳介助員に送付します。

受付方法

FAX、メール、電話、文書、または来所にてお願いします。

受付時間

- ・ 京都聴覚言語障害者福祉協会 意思疎通支援部 派遣事業課

① FAXによるお申し込み

② メール・来所によるお申し込み

平日（月曜日から金曜日）9：00～17：00まで

- ・ 各地域の聴覚言語障害センター・聴覚言語障害者支援センター
各センターにお問い合わせください。

申し込みに関わる諸注意

- ・ 申し込みは、予定が分かり次第すぐに行ってください。直前の場合、内容によっては調整ができず日程変更やお断りをする場合があります。ただし、病気等の場合はこの限りではありません。
- ・ 旅行等、宿泊を伴う派遣依頼の場合、1ヶ月前までに申込みをしてください。
- ・ 盲ろう者が多数参加される行事など、同じ内容の依頼が重なる場合があります。派遣依頼は実施日の1ヶ月前（ただし、参加申込みなど締切日がある場合は、締切日の1ヶ月前）までをお願いします。
- ・ 行事など、参加申込みの締め切りがある場合は締切日を提示してください。
- ・ 依頼内容の変更や中止等がありましたら、できるだけ早く連絡してください。
- ・ 通訳介助員が決定しましたらご連絡致します。2日前になっても連絡がなければ、お問い合わせください。

4. 派遣利用時の費用について

- ・ 交通費は、各自お支払いください。
- ・ 手引き中の交通費は盲ろう者負担となります。盲ろう者がお支払いください。
- ・ 通訳介助中に必要な通訳介助員の参加費、入場料等は盲ろう者負担となります。

5. 自家用車の利用について

- ・ 盲ろう者の移動介助に自家用車は使用できません。必ず公共交通機関をご利用ください。

6. 注意事項

- (1) 通訳介助員との飲食は原則禁止しています。
- (2) 通訳介助の依頼や依頼内容の変更は、必ず聴覚言語障害センター・聴覚言語障害者支援センターに連絡して下さい。
- (3) 盲ろう者と通訳介助員との間で金銭の貸し借りはしないでください。
- (4) 盲ろう者は、通訳介助員へ謝礼金、食事の供与や贈り物等しないでください。

- (5) 盲ろう者の荷物は盲ろう者自身がお持ちください。通訳介助員に荷物を持たせないでください。
- (6) 盲ろう者から通訳介助員に直接依頼をしたり、事前に派遣の約束はできません。通訳介助員への連絡は派遣事業課が行います。
また、盲ろう者から通訳介助員に対し、「派遣事業課からご都合伺いがあったか」を確認することはしないでください。
- (7) 通訳介助員のネームプレートの着用について
通訳介助員は京都府に登録している「通訳介助員」であることを証するため、活動中はネームプレートを着用しています。ただし、通訳中は外す場合があります。

ご相談・お問い合わせ先
京都聴覚言語障害者福祉協会 意思疎通支援部 派遣事業課
または 最寄りの各センターまでご相談ください。

京都聴覚言語障害者福祉協会 意思疎通支援部 派遣事業課

住所：京都市中京区西ノ京東中合町 2

ファクス：075-841-8312

電話：075-841-8337（土日・祝日を除く平日9時から17時まで）

ふない聴覚言語障害センター

住所：南丹市園部町小桜町 62-1 南丹市国際交流会館3階

ファクス：0771-63-6448

電話：0771-63-6447

相楽聴覚言語障害センター

住所：木津川市木津上戸 15 相楽会館内

ファクス：0774-72-6862

電話：0774-75-2030

京丹後市聴覚言語障害センター

住所：京丹後市峰山町荒山 328

電話/ファクス：0772-62-5529

与謝郡聴覚言語障害センター

住所：与謝郡与謝野町岩滝 2112-3

電話/ファクス：0772-46-5390

舞鶴市聴覚言語障害者支援センター

住所：舞鶴市字余部上 2-9 舞鶴市障害者総合支援センター内

ファクス：0773-64-3912

電話：0773-64-3911

綾部市聴覚言語障害者支援センター

住所：綾部市青野町西青野 18

ファクス：0773-40-1261

電話：0773-40-1260

福知山市聴覚言語障害センター

住所：福知山市内記 10-18 福知山市総合福祉会館内

ファクス：0773-24-4459

電話：0773-45-3025